

保有資料)。

- ① 軍需融資指定金融機関からの貸出(昭和19年7月決定)
  - イ、短期貸出(1年以内)……日歩1銭1厘  
ただし貸出総額1000万円以下のものは日歩1銭1厘5毛としてよい。
  - ロ、中期貸出(1年超2年以内、ただし社債前貸金を含む)……日歩1銭2厘
  - ハ、長期貸出(2年超)……年利4.6%
- ニ、当座貸越(預金担保を含む)……日歩1銭2厘
- ② 各府県石炭共販会社の転廃業者に対する共助金交付のための貸出(昭和17年11月決定)  
……日歩1銭2厘
- ③ 軍保証手形の割引(昭和18年10月決定)……日歩1銭1厘
- ④ 納税準備預金(昭和18年3月決定)……日歩7厘5毛。なお、昭和19年9月に月利0.23%に改めた。
- ⑤ 国債貯金(昭和18年6月決定)……日歩9厘2毛、または年利3.36%。なお、昭和19年9月に月利0.28%も追加した。

### (3) 金融統制機構の整備

#### 全国金融協議会

日中戦争の早期解決がほとんど絶望的となり、そのうえアメリカ・イギリスとの関係も悪化しつつあった昭和15年(1940年)7月に第2次近衛内閣が成立すると、いわゆる「新体制」の樹立が盛んにいわれるようになり、金融界もそうした新体制に即応するための、なんらかの組織整備の必要に迫られてきた<sup>(1)</sup>。それが明確な形で具体化したのは、同年9月12日の銀行信託会社懇談会における本行、結城総裁の発言からであった。すなわち、その席上で同総裁は「金融業者は能く其の使命を自覚し公益優先の理念の下に今後一層其の持場持場に於て確固たる心構を以て対処することが肝要である」と述べ、続いてこれについて特に留意すべき点として、①「金融機関の職能は国家公共奉仕に在る」こと、②金融機関の業務遂行に「計画性を附与する」必要があること、③金融機関の連絡提携については、これをいっそう有効に活用するとともに、異種金融機関または団体間の連絡を緊密にすることが早急に必要であることを強調した<sup>(2)</sup>。当時の記録によれば、こ

### 3. 金融の統制と金融構造の変化

の結城総裁の発言について、出席者からこもごも賛成の発言があり、続いて金融機関相互の連絡機構を具体化するため、同総裁指名の準備委員によって別室で直ちに全国金融協議会案が作成され、これについて懇談会出席者全員が賛意を表した。<sup>(3)</sup> こうしてその後準備手続きを進めた上、同年9月21日、「全国金融協議会」が発足するに至った。その会員は、以下のとおりであった。<sup>(4)</sup>

日本銀行  
全国手形交換所联合会  
全国地方銀行協会  
全国貯蓄銀行協会  
農工銀行同盟会  
信託協会  
生命保険会社協会  
産業組合中央金庫  
証券引受会社協会  
ビルブローカー協会  
全国無尽中央会

その後、庶民金庫（昭和13年8月開業）、恩給金庫（昭和13年7月開業）等の特殊法人もこれに加わった。また同協議会の会長には同協議会規約第4条により本行総裁が就任した。

以上のように全国金融協議会は、本行総裁の発言を直接の契機として具体化し、本行もその正式メンバーとしてこれに加わり、しかも本行総裁が規約上その会長に就任するということから十分推測されるように、この協議会は本行を中核とした自治的金融統制機構であったといえよう。結城総裁も昭和15年10月の部局長支店長会議において、この点を強調し、「日本銀行は今迄団体には参加してゐなかつたが、今回之に参加し、凡ての金融機関を打つて一丸とする考へで之を指導してゆかうとするものである。……支店長方も夫々地方に於て日本銀行を代表する会員であるから、其中心であるとの考を持つて地方所在の金融機関とよく連絡をとり、之を指導育成し、目的達成に努力せられ度い」と述べている。<sup>(5)</sup>

このような全国金融協議会の結成は、金融分野に対して政府が強い統制措置を発動しようとする動きを事前に察知し、多少なりとも自主性を維持したいと考えた結城総裁の発案に基づくものであったから、当初から本行・市中金融機関側と政府側との間に考え方の相違があり、政府側はこの協議会発足について好意的ではなかったようである。政府側の不満は、この協議会が前述のいわゆる重要産業統制法に基づく統制団体と異なり、単なる連絡協調のための任意団体であること、日本興業銀行や日本勧業銀行等の重要な特殊銀行も、他の銀行と同様、全国手形交換所聯合会の単なる一員として参加しているにすぎないこと（この点は後述のように後に変更）などにあったといわれている<sup>(6)</sup>。また、当時、物資面での統制が著しく強化されていたのに対し、金融面では金融界の国策に対する非協力的態度によって統制の態勢が立ち遅れており、この協議会発足も国家統制に対する金融界の防波堤であるという見方もあった<sup>(7)</sup>が、上記の経緯から分かるように同協議会の性格はまさにそういう点にあった。当初、政府はこの協議会に顧問あるいは評議員として参加することになっていたが、結局この参加をとりやめ、同協議会に対しては十分な連絡をとりながらも、不即不離、是々非々の態度で今後の動きを静観するという方針を決定した<sup>(8)</sup>。このような政府の態度変更は、前述のような同協議会に対する政府側の不満の表われとみることができる。

翌昭和16年夏、全国金融協議会の組織変更が行われた。前述のようにこの協議会への加盟は、既存の金融業者団体単位で行われたから、例えば全国手形交換所聯合会と全国地方銀行協会の双方のメンバーである銀行は、いわば二重加盟のような形となっていた。ところが昭和16年7月に閣議決定された「財政金融基本方針要綱」は、後述のとおり今後結成すべき金融機関の組織体について日本銀行および各種業態別団体をもって構成する旨定めていたことから、同協議会もこの趣旨に則して会員構成の整備を実行することになった。その結果、7月中旬に、全国地方銀行協会加盟以外の市中銀行、つまり第一・三井・三菱・安田・第百・三和・住友・野村・東海・神戸の10行が「普通銀行団」を結成し、その資格で全国金融協議会に加入し、また同月下旬には、横浜正金・日本勧業・日本興業・朝鮮・台湾・北海道拓殖・朝鮮殖産の7行、農工銀行同盟会および商工組合中央・

恩給・庶民・国民更生の4金庫が同じように「特殊銀行団」として同協議会に加入した。これによって、全国金融協議会に対する政府側の前述の不满に一部こたえた形となった。<sup>(9)</sup>

しかし全国金融協議会は、昭和17年5月、後述の全国金融統制会の発足により発展的解消をとげ、前記のような同協議会結成の趣旨は変ぼうすることになった。この間同協議会は、多くの問題について政府に建言したほか、いろいろな申合わせや決定を行った。以下そのうちの主なものを例示しよう。<sup>(10)</sup>

- イ、国債消化に関する申合わせ（昭和15年9月）
- ロ、起債市場対策の決定と時局対策に関する申合わせ（同上）
- ハ、全国金融協議会と経済新体制との連関に対する要望および国民更生金庫基金寄付の件の決定、中小商工業金融に関する申合わせ（同年11月）
- ニ、配給機構の変更に伴う金融機関相互間の機能の調整ならびに中小商工業金融改善策の決定（同年12月）
- ホ、貯蓄奨励具体策についての要望（昭和16年4月）
- ヘ、金融経済調査の整備改善に関する申合わせ（同上）
- ト、財政金融基本方策要綱実施への協力についての申合わせ（昭和16年7月）

#### 「金融統制団体令」の制定

一方、政府は前述の「新体制」樹立のため昭和15年12月に「経済新体制確立要綱」を発表した。さらにこれに基づく金融面の新体制について、企画院が昭和16年3月「財政金融新体制要綱案」を作成し、関係方面へ内示したが（これには強い反対の声が上がり、結局この案は発表をみるに至らなかった）、<sup>(11)</sup>その中で金融機関の組織化について、次のように述べていた。<sup>(12)</sup>

前掲金融機関〔引用者注：計画的統一的金融を実施するための金融中枢機関〕を中核として鞏固なる統制団体（註）を結成し適当なる基準に依り各個金融機関の自由なる投資を制限すること

（註） 金融機関の組織は日銀本支店管区別に本支店を中心として区域内所在金融機関の本支店に依り業種別に結成し更に全国的に結成するを便宜とすべし

その後大蔵省はこの「財政金融新体制要綱案」の内容を修正した「財政金融改革要綱案」を作成したが、これにさらに若干の修正を加えたものが、同年7月11日に閣議決定された「財政金融基本方策要綱」である。<sup>(13)</sup>「財政金融基本方策要綱」の「金融機関の組織化」の項は次のようになっていた。<sup>(14)</sup>

金融機関をして日本銀行を中核として組織体を結成せしめ政府指導の下に同業連帯一体的にその機能を發揮し金融統制の実施に協力し且つ金融と産業との聯絡の緊密を図らしむ

右組織体は原則として日本銀行及び各種業態別団体を以て構成し全国的統轄団体とす、なほ要すれば各種の金融機関を包含する地域団体を設く

この表現を前述の企画院案と比較すると、「財政金融基本方策要綱」のほうはかなり抽象的になっているが、しかし後述のようにその後の実際の動きは企画院案の路線に沿ったものであった。

これより早く昭和16年4月の部局長支店長会議において結城総裁は、新体制下における金融界のあり方に関連して新しい金融組織の方向を次のように示唆した。<sup>(15)</sup>

斯る中でも金融界の責務は殊に重大を加へて来た。先達大阪で開かれた全国金融協議会に於ても色々の申合せを行つた。兎も角協力一致して行かうといふ機運が頗る濃厚であつた。金融協議会としては時局に対処して更に研究し実行すべき問題が多々あるのである。又協議会自体の組織のことに付ても、又産業界の体制整備其他情勢の変化に依りても考へて行かねばならぬ。特に地方組織を如何にするか、地方の金融界と日本銀行支店との結付きを何うするか、今後充分研究せねばならぬ。然し其等の問題に付いて肝腎なことは、各個の金融機関に於て個々の立場を離れて、金融界全体が一体となつて産業界と協力して此の難関を突破するといふ心構である。それには何うすればよいか、金融業者の中には其辺の氣持が未だ充分でない者がある。地方の者ばかりでなく、大銀行の中にも甚だ遺憾に思ふ様なこともあるが、皆一つの考になつて行く様に致したいものである。地方金融機関の指導に當つては其辺の氣持が肝要である。

こうしてなんらかの形で金融統制機構を強化することは、いまや必至の情勢になった。これに対し本行は内部に臨時に新設した特別調査委員会<sup>(16)</sup>において検討した結果、全国金融協議会を改組して、これを法的統制力のある団体とすべきであ

るといふ意見を取りまとめた<sup>(17)</sup>。続いて前述の「財政金融基本方策要綱」が政府により発表され、全国金融協議会をどう扱うべきかについて結論を迫られることになった。

さらに全国金融協議会においても、本行特別調査委員会の意見と同様、同協議会を法的根拠を持つ組織にすべきであるとの結論に達し、昭和16年11月10日の第11回役員会において、以下のような要望申合わせを満場一致で採択した<sup>(18)</sup>。

全国金融協議会は金融機関が政府の金融統制に対する協力を完うするため、強固なる法的組織を結成するを必要と認む。

仍つて政府に於かれては右に関する法制を速かに樹立せられむことを要望す。

他方政府は、以上のような状況の中で、金融事業の統制を「国家総動員法」によって行うため、本行保有資料によれば昭和16年11月28日付と同年12月11日付の2回にわたり「金融統制団体ニ関スル勅令案要綱」を取りまとめている<sup>(19)</sup>。後述のように、この要綱はやがて「金融統制団体令」に具体化され、全国金融統制会等の設立へと発展していったが、それは戦時金融統制の新しい展開を意味するものであったから、「金融統制団体令」の施行に至る一連の動きについては、関係者間にもいろいろな意見があったと思われる。しかし、当時は自由な意見の表明が抑圧されていた時代であったから、以上のような金融統制の展開についての率直な考え方を述べたものは、なかなか見当たらないが、昭和16年11月11日付の『中外商業新報』の社説「金融統制会の設立」は当時の状況や考え方を比較的端的に述べているので、以下その内容を要約して紹介しておこう<sup>(20)</sup>。

「金融に対する時局の要請」がますます大きくなっている今日「金融協議会が十日の役員会に於て同会を法的団体たらしむべき要請をなす決議をなし、賀屋蔵相も法制に基く金融統制団体の組織を立案中と言明したことは極めて注目すべきである」。金融協議会は今夏の機構改組によって「文字通りの金融総括団体となり、金融統制の民間側中心機関たるの形を備へた団体である」が、「最近産業団体令に基き重要産業部門に統制会が設立」されると、これと「併行して金融部門の再編成が論議の対象となり、金融統制会の設立を繞つて賛否両論が金融界に対立したと伝へられる」。統制会設立賛成論者の考え方はこうである。「産業部門に

統制会を組織し指導者原理に基き時局の要請に基く生産統制を行ふ以上、之と密接な関聯を有する金融部門も統制会を設立し指導者原理に基き金融統制を行ふことが、産業における統制会を最も能率的に運用する所以である」。これに対し反対論者は「現在金融部門は日本銀行を中心として高度の統制機構を確立して居り」、「新しく統制会の如き機構を必要とせず」というものであった。

以上がこの社説の前半部分である。本行としては、当時の諸情勢からみて金融統制機構を強化することの必要は認めていたものの、実際は上記論説にある後者の立場に近かったとってよかろう。当時本行理事で、全国金融統制会が成立するとその理事を兼任した岡田才一は、後年「あれ〔金融統制会〕が必要かどうか、われわれ疑問に思つたんですけれど、やらなければならんということになつたんです」と語っている<sup>(21)</sup>。また昭和16年12月15日付で本行が大蔵省に提出した意見書にもこの点が示されている。すなわち、この中で本行が強調したのは、金融統制団体を産業統制団体と同じようなものにしては困るということ、つまり、産業統制団体は統制の主体であるが、金融界においては統制実施機関として本行が存在しているから、金融統制団体はあくまで、政府・本行の金融統制実施を円滑化かつ徹底させる協力機関であるべきだということであつた<sup>(22)</sup>。

続いて前述の社説は後段において次のように述べている。

前述のような両論があつたものの、「時局の進展は金融統制会の設立を強く要求するに至つた。今日国防国家体制確立のため」の要求は「個々の金融機関に於て単独に充し得べきものではなく、日本銀行の金融操作のみにより目的を達することも不可能で、各金融機関の同業連帯の精神に基く協力が絶対に必要であり、この同業連帯の精神に加ふるに政府と金融機関との緊密な連絡に基く適切な指導が必要である。之等の機能は法的資格を有する統制団体を通じてのみ可能である」、しかも緊急事態の突発をも考慮に入れて置くべき今日「大蔵省が法的金融統制団体設立を決意するに至つた所以は茲にあり、金融協議会側もその必要を察知して自ら法的統制団体への発展を要望するに至つたのも当然である」。

本行は前述の「金融統制団体ニ関スル勅令案要綱」について早速その検討を開始したが、太平洋戦争が始まった12月8日、調査局は「金融統制団体ノ組織ニ就

### 3. 金融の統制と金融構造の変化

テ」と題する資料をまとめた。これはおそらく特別調査委員会で検討する目的で作成されたものと思われ、翌9日、同委員会はこの資料と同じ内容のものを作成している。これらの作業を通じて本行が問題としたのは、次の2点であった。<sup>(23)</sup>

イ、金融統制団体として設立を予定されている全国金融統制会、業態別統制会、業態別統制組合（業態別統制会の地方組織）、地方金融協議会（全国金融統制会の地方組織）をそれぞれ独立の法的統制団体とすべきか、またこれら諸団体の相互関係をどうすべきか。

ロ、上記諸団体の役員についてどのように定めるべきか。

以上の2点に関する調査局および特別調査委員会の考え方には実質的な相違はなかった。すなわちその考え方は、①全国金融統制会および業態別統制会については法的統制団体とするが、地方金融協議会についてはその必要はなく、全国金融統制会の下部組織とすること、また業態別統制組合は特殊な必要のある場合のみ設立すればよいこと、②全国金融統制会は業態別統制会の事業運営・役員人事について幅広く関与（指導・承認等）できるものとする、③全国金融統制会の正副会長は、日本銀行正副総裁をもって充てること等であった。<sup>(24)</sup>

「金融統制団体ニ関スル勅令案要綱」はその後、昭和17年4月に「金融統制団体令」として結実した。その内容は政府の当初案である「財政金融新体制要綱案」に非常に近いものであり、上述の本行意見は、十分には生かされていなかった。例えば本行が希望した金融統制団体は、業態別統制会とそれを包括する金融統制会の2本建組織であったが、「金融統制団体令」では、これにそれぞれの地区別団体を加えた4本建てとしていた。また全国金融統制会が地方の下部組織を持つという案や副会長に職務上本行副総裁が就任するという案も制度上は実現しなかった。しかし実際の運用面では本行の考え方が生かされ、全国金融統制会の発足後間もない昭和17年8月3日、本行各支店長は同会の地方委員に任命され、同会会長を代理する権限を与えられた<sup>(25)</sup>ほか、同会副会長のポストにも実際には常に本行副総裁が就任した。しかも後述のように全国金融統制会自体が、事実上本行により運営されるような存在であったから、本行はこうした金融統制機構を通じて全国の金融機構に強力な統制指導力を発揮することになった。



### 全国金融統制会の発足と組織

「金融統制団体令」(勅令第440号)は昭和17年4月18日に公布され、即日施行された。次いで同月23日には全国金融統制会の構成員たるべき、次の9業態別統制会の設立に関する命令が出され、5月11日～14日にかけて、いずれも設立された<sup>(26)</sup>(下記のかっこ内は5月末現在における会員および会員数である)。

勸業金融統制会(日本勸業銀行および農工銀行5行)

普通銀行統制会(神戸・三和・十五・昭和・住友・第一・第百・東海・日本昼夜・野村・三井・三菱・安田の13行)

地方銀行統制会(上記13行以外の普通銀行159行)

貯蓄銀行統制会(貯蓄銀行69行)

信託統制会(信託会社21社)

生命保険統制会(生命保険会社26社)

無尽統制会(無尽会社173社)

証券引受会社統制会(証券引受会社8社)

市街地信用組合統制会(市街地信用組合290組合)

また5月30日には組合金融統制会(会員は産業組合中央金庫および47組合金融統制団)が設立された。組合金融統制会の発足が若干遅れたのは、その下部組織として道府県各地区別の統制組合を設立する手続が必要であったためである。また特殊銀行6行(横浜正金・台湾・北海道拓殖・日本興業・朝鮮・朝鮮殖産)および4金庫(商工組合中央・恩給・庶民・戦時金融)は個別に全国金融統制会の会員となったほか、5月22日にはビル・ブローカーを中心とする短資業統制組合(会員数18業者)が設立されたが、この統制組合はいずれの業態別統制会にも属せず、直接に全国金融統制会の指導を受けることになった<sup>(27)</sup>。この間、後述のとおり5月23日には全国金融統制会が設立され、さらに地方金融協議会も少し遅れて成立し、ここに「金融統制団体令」による4本建て(全国金融統制会、業態別統制会、統制組合、地方金融協議会)の金融統制組織ができ上がった。しかし4種の統制団体のうち包括的な組織は全国金融統制会のみであり、しかも実際上は同統制会のみが積極的な統制活動を行ったから、他は同統制会から発せられる命令

を執行する機関にすぎなかった。<sup>(28)</sup>

全国金融統制会の設立命令は5月15日に発せられ、同日本行総裁結城豊太郎ほか20名の全国金融統制会設立委員は本行本店に参集して設立委員会を開いたが、同月23日には、東京銀行集会所において創立総会を開き、本行、結城総裁を議長として定款審議などの議事を終了した後、直ちに設立認可の申請を行い、同日これが認可された。<sup>(29)</sup> こうして全国金融統制会はここに発足し、前述の全国金融協議会は同日付をもって解散した。全国金融統制会の役員についてみると、まず会長には、「金融統制団体令」第12条の規定にしたがい本行総裁が就任した。その他の役員、つまり副会長、理事、監事、評議員については総会当日、大蔵大臣により任命された。評議員（51名）を除く役員の氏名は次のとおりであった。<sup>(30)</sup>

会 長	日 本 銀 行 総 裁	結 城 豊 太 郎
副会長	日 本 銀 行 副 総 裁	渋 沢 敬 三
理 事		相 田 岩 夫
”		岸 喜 二 雄
”	日 本 銀 行 理 事	岡 田 才 一
”		田 島 道 治
”	日 本 銀 行 考 査 局 長	一 万 田 尚 登
監 事	横 浜 正 金 銀 行 頭 取	大 久 保 利 賢
”	三 菱 銀 行 取 締 役 会 長	加 藤 武 男

以上のうち会長については、同令第11条に「会長ハ全国金融統制会ヲ代表シ金融事業ノ指導統制其ノ他ノ会務ヲ総理ス」とあり、また同令第28条では総会に諮るべき事項についても、総会で審議のうえ、その最終決定権は会長にあることを定めていた。つまり会長は対外的に全国金融統制会を代表すると同時に、対内的には、唯一の意思決定機関であった。このようなシステムは、会長が指導統制する権能と責任を一手に掌握すべきであるとの、当時のナチス・ドイツ流の、いわゆる「指導者原理」に基づくものであった。<sup>(31)</sup> そして副会長、理事は会長を補佐する機関であり、また監事は経理監査を、さらに評議員は会長の諮問に対する答申、または会長に対する意見具申を行うものと定められていた（同令第11条）。

なお本行考査局長である同会の理事は実質上、同会の事務局長として、日常業務の統括・指導に当たった。<sup>(32)</sup>

後述のように全国金融統制会の業務は、「全国金融統制会統制規程」に準拠して行われたが、その業務の適切・有効・円滑な運営を期するため各種の委員会が設置された。これらの委員会には常議委員会と専門委員会があった。<sup>(33)</sup>

#### イ、常議委員会

全国金融統制会に関する重要事項（会員の資金計画の指導・社債引受団の拡充・共同融資のあっせんなど）について意見を徴するため、必要に応じ随時開催される常設的なもので、昭和17年6月中旬に設置された。委員長には本行、渋沢副総裁が当たり、委員にはおおむね市中有力金融機関の頭取・社長等が委嘱された。

#### ロ、専門委員会

全国金融統制会の業務に関する専門的事項の調査・立案に関与させるために設けられたもので、次の4専門委員会があった。このうち①～③は6月中旬に、④は7月下旬に設置された。

- ① 業務改善第一専門委員会……内国為替業務の改善をはじめ日常業務の改善に関する事案を審議した。昭和18年8月2日から実施された内国為替集中決済制度は、この委員会で立案されたものであった（委員長——本行営業局長・小林正一郎）。
- ② 業務改善第二専門委員会……金融機関の業務上の物資の調達・活用に関する事項を考究した（委員長——本行文書局長・伊藤英三郎）。
- ③ 調査部専門委員会……調査・統計に関する事項につき審議した（委員長——本行調査局長・有沢滋）。
- ④ 資金吸収に関する専門委員会……資金吸収に関する諸問題についての研究・立案に当たった（委員長——第一銀行取締役副頭取・佐々木修二郎）。

全国金融統制会の業務の中には、地方で処理したほうがよいものも少なくなかったが、同会は地方組織を有していなかったので、この点事務処理には少なからず不便と考えられた。しかし前述のように本行は各地支店長を、同会会長を代理

する権限を持つ同会地方委員に任命したので、そうした不便を解消することができたが、さらにその後昭和19年1月から同会に地方支部が置かれた。この措置は、昭和18年7月に広域圏行政を進めるため「地方行政協議会令」(勅令第548号)が制定され、全国を北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州の9ブロックに分け、各ブロックごとに地方行政協議会を設置した(所在地、札幌・仙台・東京・名古屋・新潟・大阪・広島・松山・福岡)ことに伴うもので、全国金融統制会としては、同協議会と連絡を緊密にし、同会の地方機構を強化する趣旨から前記ブロックのうち関東を除く8ブロックに地方支部を設け、その支部長には前記地方行政協議会所在地の本行支店長を委嘱した。この支部長はその職務に関し所管区域内の地方委員間の連絡調整、官庁などとの連絡折衝、地方委員に対する指示ができることになっていた<sup>(34)</sup>。

最後に全国金融統制会と政府の関係について触れておこう。「金融統制団体令」によれば政府は全国金融統制会に対し、①報告徴収および検査(第30条)、②金融機関調査の命令(第31条)、③事業に関する命令(第32条)、④監督命令(第33条)、⑤役員解任(第34条)、⑥解散命令(第35条)をなすうることになっていた。これらの規定だけからみれば全国金融統制会に対する政府の権限は絶大なものであった。ただこれらの規定が実際に文字どおり実施されたわけではなく、それらはむしろ「伝家の宝刀」的規定であり、実際の金融統制は本行がリードする形で行われていた。このような事態は、新体制運動の中で金融統制組織の再編成を迫られたころから本行が意図したものであった。当時結城総裁はしばしば全国金融統制会は「自律的統制団体」であることを強調している<sup>(35)</sup>。これは金融統制団体が法制化され、制度上は政府の権限が強大になったとはいえ、全国金融統制会は前述の全国金融協議会の精神を受け継いでいるのだということを言いたかったものであろう。この点は当時、政府も認めるどころであった。例えば全国金融統制会の発会式において、賀屋大蔵大臣も次のように演説している<sup>(36)</sup>。

惟ふに金融を統制するに当りまして、全ての金融機関が一体的に活動し得るが如き組織を形成し、之に依つて総合的に其の機能を發揮し、自律的に国家の要請する所を十分に実現すると謂ふ状態が望み得ますならば、之こそ金融統制の方式として最も理想

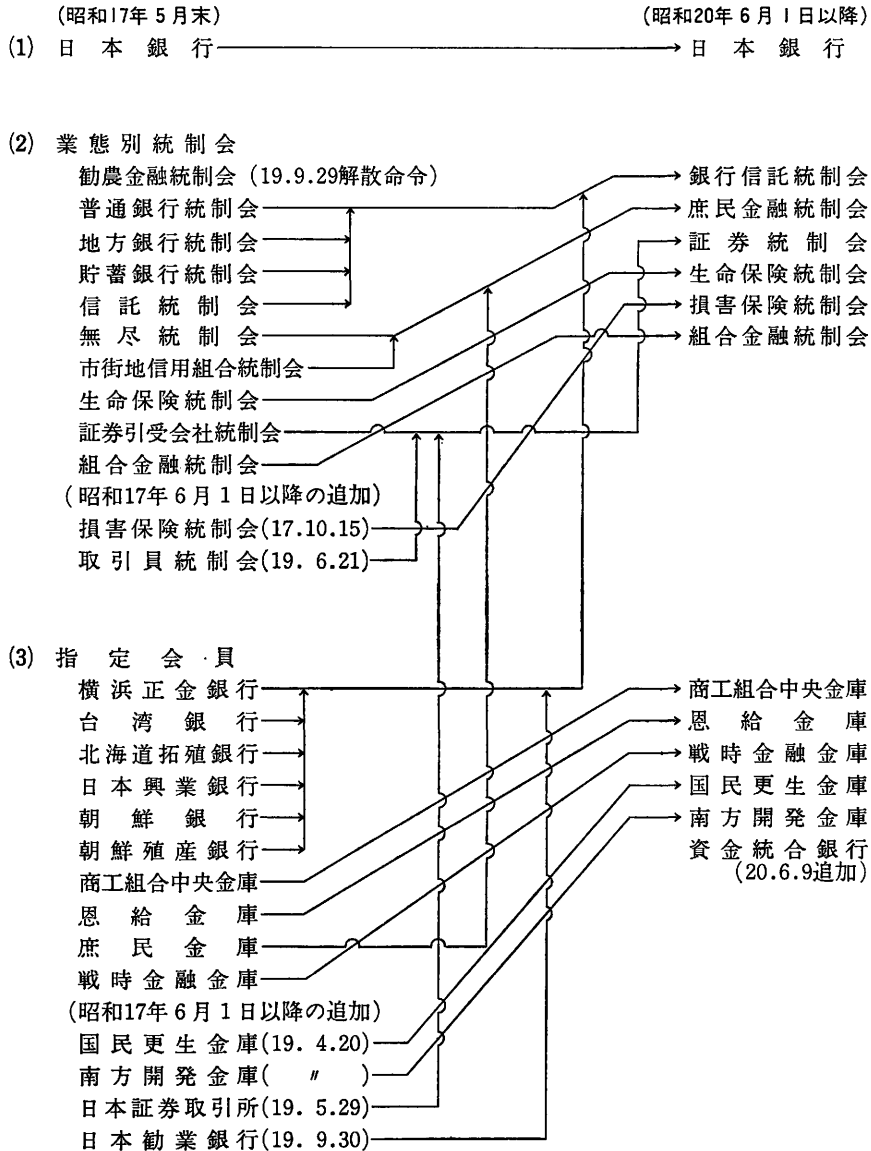
とする所であると申しねばならないのであります。今回金融統制団体の設立に付て政府の所期する処は究極的には実に茲に在るのであります。

以上のような政府と全国金融統制会との関係に関連して、もう一つ結城総裁がしばしば言及したことは、各地支店長が、それぞれの地方において金融統制のリードをとれということであった。当初、本行は全国金融統制会が地方に下部組織を設けるという構想を持っていたが、結果的にそれは実現せず、地方組織は地方金融協議会という独立のものとなり、その理事長には各道府県経済部長が就任し、本行支店長は顧問として同協議会の運営に参加することになった。結城総裁としては、このような態勢の結果、各地支店長が金融統制ということは役所の問題であり、本行はわきからそれに協力すればよいという姿勢になっては困ると考えたのであろう。昭和17年4月の部局長支店長会議の席上、同総裁は地方金融協議会の顧問というのは、一般の顧問と異なり非常に重いポストであるから、各地方金融の実情に精通している本行支店長は理事長をリードするぐらいの気持ちを持って訓示している<sup>(37)</sup>。前述のように各地支店長を全国金融統制会地方委員としたのも、以上のような一連の脈絡の中でとらえることができる。

こうして本行は事実上、全国金融統制会を内部にとり込んで、戦時金融統制を動かす中心的存在となった。既述のように本行はこれまで数年の間にセントラル・バンキングの機能を逐次喪失してきたが、このような局面に入ることにより本行はいろいろな意味で「中央銀行らしき」をいっそう失うに至った。当時の本行としては、戦時統制経済下において金融統制の強化が必然の方向であるとすれば、それを効果的に運営できるのは本行しかありえない、もしそれを官僚統制にゆだねるならば決してよい結果を期待できないと考え、それが本行をして金融統制に積極的たらしめる大きな要因になったように思われる。

なお、全国金融統制会の会員については、同会発足後いろいろ変動があった。まず昭和17年10月には業態別統制会の一つとして損害保険統制会が設立された。また昭和19年6月には日本証券取引所取引員の業態別統制会として取引員統制会が生まれた。反面同年9月には農工銀行の消滅に伴って勸農金融統制会に対し解散命令が出された。さらに昭和20年5月には金融統制団体の簡素化を図るととも

図 3-3 全国金融統制会会員一覧



- (注) 1. かっこ内の数字は異動日(昭和年、月、日)。  
 2. 昭和17年5月15日に、いわゆる指定会員の最初の指定が行われた際には産業組合中央金庫もその中に含まれていたが、同金庫は同月30日発足の組合金融統制会の会員となったため指定会員から削除された。  
 3. 本表業態別統制会記載のもの以外に短資業統制組合も結成されたがこれは非会員であった。

に、資金統合銀行、共同融資銀行の創設などの新しい状況に対応するため、金融統制団体を改組することになり、6月から業態別統制会は6（改組前11）に、指定会員は6（改組前14）とされた<sup>(38)</sup>（図3-3）。

### 全国金融統制会の活動

「金融統制団体令」によれば、全国金融統制会の事業は次のように列挙されている（第4条）。

- 一 金融ニ関スル政府ノ計画ニ対スル参画
- 二 金融事業ヲ営ム者ノ行フ資金ノ吸収及運用ニ関スル指導統制
- 三 金融事業ノ整備ノ促進
- 四 金融事業ノ機能ノ増進
- 五 金融事業ト産業トノ関係ノ緊密化ノ促進
- 六 金融事業ニ関スル調査及研究
- 七 前各号ニ掲グルモノノ外全国金融統制会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

さらに以上のほか「命令ノ定ムル所ニ依リ業態別統制会ノ会員ニ非ザル統制組合ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ及地方金融協議会ノ事業ノ指導統制ヲ行フ」と定められていた。そして同会の発足に当たって、同会がまず主力を注ぐべき事業は、「第一には国民貯蓄の増強であり、第二には蓄積せられたる資金の国家目的に即応する適正なる配分」<sup>(39)</sup>であるとされた。

このような全国金融統制会による金融統制は主として、「全国金融統制会統制規程」によって行われたが、同会はこの規程を設けるに当たり必要に応じ逐次設定していく方針をとった。そこで同会は発足するとまず、前記の資金の吸収と運用という当面の事業を円滑に進めることを目的として「全国金融統制会統制規程」第1号～第5号を定めた。これらは昭和17年7月2日大蔵省告示第389号として公告、即日実施されたが、その概要は次のとおりであった。<sup>(40)</sup>

#### 第1号 「業態別統制会ノ統制規程ノ設定等ニ関スル件」

各業態別統制会は独立の統制団体として、業態の必要に応じ各個に統制規程を制定し、それぞれ適切な活動をすべきものとされていたが、同時に金融事業の統

制を一元化する必要があったので、業態別統制会が統制規程を設定したり、変更または廃止したりするときは、事前に全国金融統制会の承認を受けるべきものと定めた。

第2号 「資金ノ吸収及運用ノ計画ニ関スル件」

①会員（業態別統制会についても同様、以下同じ）は一定期間ごとに全国金融統制会に資金計画を提出すべきこと、②会長はその資金計画に変更を命じ、または指示することがあること、③会員はその計画・命令・指示によって資金の運用を行うべきこと等を定めた。

第3号 「有価証券ノ応募、引受又ハ買入等ニ関スル件」

会長は会員に対し有価証券の応募・引受けまたは買入れ・売却に関して必要な指示を行うことがある旨定めた（なおこれに伴い、全国金融統制会は社債引受シンジケート結成についてのあっせんを行い、起債計画協議会へ参加することになった）。

第4号 「資金ノ融通ニ関スル件」

会長は会員の共同融資について必要なあっせん・指導を行うこと、あるいは融通の制限について指示することがある旨（これは単名手形や思惑資金を抑制する趣旨）定めた。

第5号 「金利等ノ調整ニ関スル件」

会長が会員に対し、預金・貸出の利率、その他の条件、手数料等につき、必要な指示をすることがある旨定めた。

以上から明らかなように、これら統制規程の制定によって、全国金融統制会は金融機関の資金吸収・資金運用全般について統制を実施できる態勢ができたということができる。

次にこれらの規程の運用に関し、まず資金計画表の徴求についてみると、計画表は毎年度分と毎四半期分の提出を求めることにした。そして最初の資金計画表（昭和17年10月～12月期）の提出を求めたのは8月であったが、国債消化については、事前に政府と全国金融統制会との間で、昭和17年度消化計画（表3-15）が決定されており、各金融機関にも消化基準が示されていた。この国債の割当て



表 3-15 昭和17年度資金蓄積・国債消化目標額  
(昭和17年7月14日決定のもの)  
(単位:百万円)

	資金蓄積 目標額	国債消化 目標額
業態別統制会に割り当て、通知したもの		
普通銀行統制会	5,360	3,220
地方銀行統制会	2,640	1,590
貯蓄銀行統制会	2,000	1,500
信託統制会	700	140
生命保険統制会	1,400	840
無尽統制会	300	40
市街地信用組合統制会	300	180
組合金融統制会	1,900	1,030
計	14,600	8,540
全国総計		
国内民間金融機関計	15,576	9,301
預金部その他官庁計	5,299	4,369
直接投資その他	6,450	3,330
計	27,325	17,000

(注)1. 上記計画の補正を含む詳細は前掲「戦時金融統制の展開」414ページ参照。

2. 政府発表の国民貯蓄目標額230億円と、本表の蓄積目標総計273億円との差額は、本表が当座預金を含むため。

(出所) 日本銀行保有資料。

は全国金融統制会の最初の事業であったが、その割当基準は次のようになっており、その額は太平洋戦争勃発によって国債発行額が急増したことを反映して、いずれも前年比大幅な増加となった。<sup>(41)</sup>

普通銀行(都市大銀行)……預金増加額の60%程度(前年実績約30%)

地方銀行……預金増加額の60%程度(前年実績約50%)

貯蓄銀行……預金増加額の75%程度(前年実績約70%)

生命保険会社……増加資産の60%程度(前年実績約40%)

全国金融統制会が前記の資金計画に対し承認を与えたのは、10月から11月にかけてであった。いまその計画を実績と比較してみると、全体として両者は

はかなり接近している。しかし次の昭和18年1月～3月期になると、計画と実績のギャップはかなり大きくなり、当時の金融機関の資金吸収・運用が必ずしも計画の路線に従って動いたわけではないことを示している(表3-16)。

以上のような資金計画が円滑に実行されるためには、なによりもまず、金融機関の資金吸収面での計画が達成されなければならない。このため全国金融統制会は前述のように資金吸収に関する専門委員会を設けて、資金吸収に関する研究・立案を行うとともに、金融機関の貯蓄増強に対する指導を行った。すでに昭和13年以降、政府は貯蓄奨励運動を進め、貯蓄増強のための各種施策を実施していた<sup>(42)</sup>が、以上のような観点から全国金融統制会もまた、そうした作業に大きく関与するようになった。そうした活動の中で、資金吸収に関する専門委員会は、昭和17

### 3. 金融の統制と金融構造の変化

表 3-16 昭和18年1月～3月の資金計画と実績

(単位：百万円)

会 員 別	預貯金	貸 出	長期国債	社 債
普 通 銀 行	計画	391	147	116
	実績	740	27	△ 43
地 方 銀 行	計画	65	318	76
	実績	49	393	89
貯 蓄 銀 行	計画	11	309	85
	実績	△ 1	432	116
特殊銀行・金庫	計画	646	△ 50	36
	実績	633	418	20
その他とも計	計画	1,226	954	429
	実績	1,538	1,600	294

(注)1. 計には組合金融統制会分を除く。

2. 預貯金には債券発行高を含む。

(出所) 日本銀行保有資料。

年11月に新しい資金吸収手段として「切手貯蓄案」と「中産以下ノ過剰購買力ノ吸収ヲ徹底スルコトヲ目標トスル新種免税預金案」の2案をまとめ、これを全国金融統制会から大蔵省へ建議した<sup>(43)</sup>。また資金の運用については各金融機関の資金運用計画をチェックすることはもちろん、国債の割当て、起債計画作成への参画、共同融資のあっせん指導、金利の規制などを行ったことは、すでに述べたとおりである。

以上のような資金の吸収・運用両面における通常の業務のほか、全国金融統制会が残した成果として注目されるのは、内国為替集中決済制度の創設であった。銀行にとって為替業務は預金・貸出と並ぶ主要業務であるが、この制度発足まで各行の為替尻はそれぞれ固有のルートによって個別に決済されていたので、極めて複雑で熟達した資金操作を必要としていた。そのため一部為替実務担当者の間ではかなり早くから為替尻決済の改善合理化案が考究されていたが、なお実現をみるまでには至っていなかった。しかし戦時経済・金融統制の進展の下で、一方において銀行の一体感・相互協力体制が生まれ、他方で行員の不足といった事情もあって、為替尻決済制度を根本的に改革しようという気運が生まれた。そして全国金融統制会の発足を契機に、前述の業務改善第一専門委員会においてその具

体的検討が開始され、検討結果は昭和17年12月にまとめられた。その内容は為替厩共同決済機関として一応社団法人の「為替決済所」を設けることにしていたが、同時に希望事項として本行が決済事務を担当することを考慮してほしい旨が付言されていた。そこで本行でもその希望を受け入れるか否かを検討した結果、戦時下における人的・物的制約を考慮し、あわせて「信用制度ノ保持育成」（「日本銀行法」第1条・第25条）のうえからも、それを本行が担当することは有意義であるとの結論に達したので、以後その準備を進め、昭和18年8月2日から本行を決済機関とする内國為替集中決済制度を実施した<sup>(44)</sup>。この制度は現行為替決済制度の原型となったものである。

このほか全国金融統制会は金融機関に対し多くの指導・統制のための通ちょうを出しており、これらを通じて金融機関業務の細部にわたって介入することになった。同時に金融統制の結果として生じた金融機関相互の利害対立を調整する役割を演じていたことも見逃すことはできない。また昭和19年以降は本土空襲が激化するなかで、金融面でも多くの戦時非常措置が立案・実行されたが、その中心的役割を果たしたのも全国金融統制会であった。

このようにして昭和17年以降における戦時金融統制と金融機関の業務運営にとり全国金融統制会の存在は大きかった。もっとも、この全国金融統制会を事実上運営していたのは本行であったから、同会の存在が大きかったといっても、その実態は本行および大蔵省の影響力の大きさであったといえよう。敗戦後の昭和20年9月30日連合軍によって同会の業務は停止され、10月24日の「金融統制団体令廃止ノ件」(勅令第603号)公布(施行11月1日)に伴い同会は解散した<sup>(45)</sup>。

- (1) 前掲『昭和財政史』第11巻、254ページ。
- (2) 前掲『正副総裁演説集』昭和14・15年。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (3) 「全国金融協議会結成発議」(前掲『日本金融史資料』昭和編第29巻、昭和46年、所収) 354ページ。
- (4) 日本銀行から産業組合中央金庫までは全国金融協議会発足時の規約第3条に明記の会員、証券引受会社協会以下の3団体は発会当日の第1回役員会で入会を承認したもの(『銀行通信録』第110巻第657号、昭和15年10月20日、37ページ)。
- (5) 前掲『昭和十五年十月部局長支店長会議関係書類』。

### 3. 金融の統制と金融構造の変化

なお本行はこれまで隔月に銀行信託会社懇談会を開催していたが、全国金融協議会発足に伴い、これを業態別に3グループに分けていずれも「金融懇談会」として開催することにした（『銀行通信録』第110巻第659号、昭和15年12月20日、37ページ）。しかし実際に3グループ（①国債シンジケート団銀行——日本勧業・台湾・神戸の3行を含む、②信託会社・生命保険会社および特殊金融機関、③地方銀行および貯蓄銀行）の懇談会を開催したのは昭和15年11月の1回だけで、以後は再び銀行信託会社懇談会にもどった模様である（前掲『日本金融史資料』昭和編第29巻、解題19ページ、本文348～350ページ）。

- (6) 前掲『昭和財政史』第11巻、258～259ページ。
- (7) 同上、260ページ。
- (8) 昭和15年9月22日付『東京日日新聞』。
- (9) 前掲『昭和財政史』第11巻、257～258ページ。
- (10) 同上、260ページおよび『銀行通信録』第111巻第664号（昭和16年5月20日）45ページ、同誌第112巻第667号（同年8月20日）58ページ。
- (11) 上掲『昭和財政史』第11巻、204ページ。
- (12) 企画院「財政金融新体制要綱案」（前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻所収）149～150ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (13) 上掲『日本金融史資料』昭和編第30巻、昭和46年、解題13～14ページ。
- (14) 上掲『日本金融史資料』昭和編第34巻、153ページ。
- (15) 日本銀行保有資料『昭和十六年四月部局長支店長会議関係書類』。
- (16) 特別調査委員会は戦時金融経済に関する重要政策の基本調査に資するため、昭和16年5月、調査局に置かれたもので、委員には調査局長のほか営業局長、外国為替局長、考査部長、秘書役、資金調整局長が任命された（日本銀行保有資料）。
- (17) 特別調査委員会「『財政金融改革要綱案』関係資料」（前掲『日本金融史資料』昭和編第30巻所収）206ページ。
- (18) 『銀行通信録』第112巻第671号（昭和16年12月10日）62ページ。
- (19) 日本銀行保有資料『特別調査委員会関係書類』昭和16年。
- (20) 昭和16年11月11日付『中外商業新報』。
- (21) 日本銀行調査局編「岡田才一氏金融史談速記録」（前掲『日本金融史資料』昭和編第35巻、昭和49年、所収）199ページ。
- (22) 前掲『特別調査委員会関係書類』。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 日本銀行保有資料。
- (26) 前掲『昭和財政史』第11巻、275～276ページ。
- (27) 「全国金融統制会報」創刊号（昭和17年8月）（前掲『日本金融史資料』昭和編第10巻、

## 第2章 戦時統制下の日本銀行

昭和39年、所収) 84ページ。

- (28) 前掲『昭和財政史』第11巻、274ページ。
- (29) 前掲「全国金融統制会報」創刊号、55～56ページ。
- (30) 同上、58ページ。
- (31) 迫水久常「金融統制会の進路」(前掲『日本金融史資料』昭和編第31巻所収) 586～587ページ、593ページ。
- (32) 日本銀行保有資料。
- (33) 同上。
- (34) 同上。
- (35) 例えば結城豊太郎「金融統制会の進むべき途」(前掲『日本金融史資料』昭和編第10巻所収) 12ページ。
- (36) 前掲「全国金融統制会報」創刊号、61ページ。
- (37) 日本銀行保有資料『昭和十七年四月部局長支店長会議関係書類』。
- (38) 日本銀行調査局「日本銀行調査事務資料」昭和20年2月～7月合併号(前掲『日本金融史資料』昭和編第9巻、昭和39年、所収) 186ページ。
- (39) 前掲「全国金融統制会報」創刊号、62ページ。
- (40) 渋谷敬三「全国金融統制会統制規程の趣旨」(前掲『日本金融史資料』昭和編第10巻所収) 15～18ページ。
- (41) 前掲『昭和財政史』第11巻、284～285ページ。
- (42) 主なものとしては、各年度ごとの貯蓄増加目標額の設定、貯蓄組合設置の指導勸奨、行政指導による天引貯蓄の強行、零細な個人貯蓄吸収措置の実施などがあった。このうち、貯蓄組合の設置は昭和13年以降急速に進んだが、政府は昭和16年3月13日「国民貯蓄組合法」(法律第64号)を公布し(6月20日施行)、貯蓄組合に法的根拠を与えるとともに、政府の指導監督、保護助成(一定限度以内の国債・預貯金の利子などに対する分類所得税の免除など)を強化した。また零細貯蓄の吸収措置として実施されたもののなかに、郵便貯金預入限度の引上げ、定額郵便貯金の創設、租税の貯蓄納付制度の実施(特定の租税を納付する場合、その税額の2倍ないし3倍の金額を政府に貯蓄すると、税の納付があったものとみなされ、その貯蓄は一定期間後利子を付して払い戻される制度、「戦時納税貯蓄制度」と呼ばれた)、割増金付定期預金の実施などがあった。
- (43) 日本銀行保有資料。

なお前者の「切手貯蓄」というのは郵便局の窓口で貯蓄切手を販売させることによって零細資金を吸収する(この切手はある程度まとまったところで預貯金・信託・公社債に振り替えることを予定)とともに不要不急の消費(例えば一定料金以上の観劇等)の際には一定率の貯蓄切手購入を義務づけようというもの。後者の「新種免税預金」というのは期間1年以上、1回の預入額500円以上、預入限度5000円とする非課税貯蓄で、その残高の

3分の1以上の国債を供託することが義務づけられる。

(44) 日本銀行保有資料。

(45) 同上。

#### (4) 金融構造の変化と本行機能の変化

日中戦争勃発から太平洋戦争終結に至る時期（以下、戦時期と呼ぶ）の金融統制は、多方面にわたり、かつ極めて強力なものであり、しかもインフレ傾向のもとで長期にわたって続けられた統制であったから、それがわが国の金融構造を大きく変化させたことはいうまでもない。そしてそれらの多くは戦後に引き継がれ、戦後におけるわが国金融構造の特色として定着した。後述のように、戦後とくに昭和30年代になって、いわゆる金融正常化論議が盛んになるが、そこで問題となったことも、その源は戦時期の金融統制に求められるものが少なくない。その意味で戦時期における金融構造の変化を明らかにすることは、単に戦時金融統制が何をもたらしたかを示すだけでなく、戦後金融を分析する場合の第一歩になるものと考えられる。

##### 資金需給における地域格差

戦時期における金融構造の変化の中で、まず指摘しなければならないのは大都市の銀行が著しい資金不足に陥った反面、地方の銀行は多額の余裕資金を抱え、むしろその運用に悩むというアンバランスを生じたことであった。この点はすでに触れたところであるが、例えば両者の借入金動きをみると、地方銀行の場合は戦時期を通じてほぼ横ばいに推移した（昭和12年末2.9億円→同19年末2.5億円）のに対し、都市銀行の場合は太平洋戦争勃発後の昭和17年（1942年）末から借入金が増上されるようになり（3.5億円）、以後その金額は急増した（昭和19年末71.8億円<sup>(1)</sup>）。

このような大きな相違を生じた主因は両者の貸出の動きにあった。都市銀行の貸出の伸びが地方銀行のそれを上回るという傾向は戦前からみられた現象であっ

第2章 戦時統制下の日本銀行

表 3-17 預金・貸出の都市銀行・地方銀行別シェア  
(単位：百万円)

昭和 年末	都市銀行 (A)		地方銀行 (B)		A A+B	
	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出
5	3,187	2,009	5,550	4,806	36.5	29.5
6	3,169	2,062	5,099	4,529	38.3	31.3
7	3,430	2,072	4,888	4,208	41.2	33.0
8	4,728	2,594	4,087	3,490	53.6	42.6
9	5,080	2,581	4,358	3,352	53.8	43.5
10	5,340	2,789	4,610	3,403	53.7	45.0
11	5,783	3,264	5,224	3,499	52.5	48.3
12	6,581	3,992	5,852	3,800	52.9	51.2
13	8,122	4,628	7,068	4,219	53.5	52.3
14	10,541	6,063	9,424	5,286	52.8	53.4
15	12,893	7,854	11,777	5,983	52.3	56.8
16	15,453	9,140	14,341	6,337	51.9	59.1
17	19,038	10,774	17,266	7,342	52.4	59.5
18	24,683	15,680	18,431	7,024	57.3	69.1
19	34,188	28,224	26,822	9,303	56.0	75.2

(注) 都市銀行とは次の銀行をいい、地方銀行はその他の普通銀行をいう。

昭和5～7年末 三井・三菱・第一・安田・住友の5行

8～17年末 三井・三菱・第一・安田・住友・三和の6行

18～19年末 帝国・三菱・安田・住友・三和の5行

(出所) 日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和30年報。

たが、日中戦争が勃発するとその格差は拡大した。いま昭和19年末の貸出残高を同11年末のそれと比較すると、都市銀行が8.6倍と急増したのに対し、地方銀行の場合は2.7倍の伸びにとどまっている。その結果普通銀行全体の貸出残高に占める都市銀行のシェアは11年末の48%から19年末には実に75%という高率に達した(表3-17)。

以上のような構造変化が生じたのは、戦時期における資金の流れの変化によるものであり、それは経済統制・金融統制がもたらしたものであった。戦時期における銀行融資は軍需産業向

けが圧倒的な比重を占めていたが、そうした軍需産業企業の大部分は従来からの取引銀行が都市大銀行であったから、自然に都市大銀行の融資が増大した。反面地方銀行は戦前からその融資先の比重が商業部門や地方中小工業(その多くは非軍需産業)にかかっていたが、そうした部門の資金需要が物資の欠乏と戦時配給機構の整備によって減少するとともに、昭和12年以降の資金統制によって資金供給も抑制された。とくに昭和16年の時局共同融資団の結成、昭和19年の軍需融資指定金融機関制度の実施によって都市銀行にはいっそう資金需要が集中し、地方銀行はますます融資先を失うことになった。物資統制の中では昭和15年に米の国家管理が実施されたことが従来の民間における米穀金融を不要ならしめ、地方銀行の経営に大きな影響<sup>(2)</sup>を及ぼした。

以上のような状況から、地方銀行は資金を有価証券保有、とくに国債保有に向

### 3. 金融の統制と金融構造の変化

けなければならなかった。もちろんこの間都市銀行の国債保有も急増したが、預金の伸び率では都市銀行に及ばなかった地方銀行が、有価証券保有の伸び率では都市銀行を上回っているのは、前述のような地方銀行の資金運用事情を反映したものといえよう（表3-18）。そうした事情が昭和20年になって地方銀行の資金プール機関として共同融資銀行や資金統合銀行を生む背景になったとみることができる。

表 3-18 都市銀行・地方銀行の有価証券保有残高

(単位：百万円)

昭和 年末	都 市 銀 行		地 方 銀 行	
		うち 国債保有高		うち 国債保有高
11(A)	2,423	1,294	2,391	1,264
12	2,267	1,257	2,387	1,240
13	3,167	1,994	2,980	1,637
14	3,787	2,451	4,024	2,162
15	4,279	2,949	5,364	3,002
16	5,455	3,785	7,343	4,151
17	7,537	5,551	9,461	5,772
18	10,149	7,800	11,151	7,193
19(B)	12,798	10,658	16,900	12,082
B/A	5.3倍	8.2倍	7.1倍	9.6倍

(注) 都市銀行および地方銀行の区分方法は表3-17と同じ。

(出所) 表3-17と同じ。

すなわち、前者の「共同融資銀行」は昭和20年3月30日、地方銀行77行の共同出資により設立（4月1日開業）されたもので、同行は地方銀行の余裕資金を預託金、借入金などの形式でプールし、これを中央において一括して大銀行などへの貸出や有価証券投資に充てた。一方、この共同融資銀行の設立準備が進められていたころ、これと並行する形で、本行が中心となって、ほとんどすべての金融機関を出資者とする資金プール機関設立の構想がしだいに具体化しており、共同融資銀行発足の約1か月後の5月12日にこの構想に基づいて設立されたのが後者の「資金統合銀行」（5月15日開業）であった。この銀行は本店を本行本店内に、支店を本行各支店内に置き、また役員の主要ポストや職員も本行役職員が兼務するという、いわば本行の別働隊のような存在であった。同行は多額の余裕資金を抱えていた地方銀行、農林中央金庫、信託会社などから預託金、借入金などの形式で余裕資金を吸収し、これを軍需金融機関（主として日本興業銀行その他の大銀行）への貸付や特定の重要産業への融資（軍需融資）ならびに日本証券取引所への貸付（株価安定資金）などに充てた（昭和20年9月末現在、同行の貸付金残高は85億円であった）。本行は同行に対する資金供与につき優遇的な扱いをする



## 第2章 戦時統制下の日本銀行

方針を定めていたが、実際に貸出が初めて実行されたのは終戦直前の8月6日で、同月14日の貸出残高は5億円であった。しかしその後本行貸出は急増し、同行が閉鎖機関に指定された上<sup>(5)</sup>記9月末現在では32億円に達した。なお共同融資銀行については既述のように同年8月10日「金融事業整備令」による営業譲渡命令が発せられ、同令に基づき同行は8月21日に資金統合銀行に営業譲渡のうえ解散した。

### 金融機関の資金調達

金融機関の業態別シェアの変化は資金吸収（預貯金・債券発行等）の面でもみられた（表3-19）。戦時期においては各金融機関とも資金量の伸びが大きかったが、なかでもその伸びが著しかったのは、特殊銀行であった。そしてこの傾向は太平洋戦争に入って一段と目立つようになった。これらの特殊銀行はそれぞれ固

表3-19 主要金融機関業態別資金量シェアの推移

(単位：%)

昭和 年末	普通銀行		特殊 銀行	貯蓄 銀行	信託 会社	無尽 会社	市街地 信用組合	市町村 産業組合 (農業会)	計
	都市銀行	地方銀行							
11	28.9	26.1	18.5	9.2	9.3	0.6	1.2	6.3	100.0
12	29.3	26.0	18.5	9.4	8.4	0.7	1.2	6.4	100.0
13	29.3	25.5	20.0	9.3	7.4	0.7	1.3	6.6	100.0
14	29.1	26.0	19.5	9.3	6.4	1.5	1.4	7.0	100.0
15	28.3	25.9	19.7	9.8	5.7	1.6	1.5	7.6	100.0
16	31.1	24.2	19.9	9.3	5.1	1.6	1.5	7.3	100.0
17	27.1	24.6	21.2	10.6	5.0	1.6	1.7	8.2	100.0
18	26.9	20.1	25.7	9.7	4.8	1.6	1.9	9.3	100.0
19	22.5	17.6	37.4	6.6	3.8	1.3	1.8	9.0	100.0

- (注)1. 異種金融機関の合同、調査時期・対象範囲の相違等によりシェアの厳密な比較は困難である。  
 2. 都市銀行・地方銀行の区分方法は表3-17と同じ。  
 3. 特殊銀行は横浜正金銀行・日本勸業銀行・農工銀行・台湾銀行・北海道拓殖銀行・日本興業銀行・朝鮮銀行・朝鮮殖産銀行の預金、発行債券を単純に合計したもの。ただし台湾銀行・朝鮮殖産銀行については昭和17年以降、計数不詳のため計上していない。また昭和17年以降の計数は必ずしも年末のものではない。  
 4. 信託会社は金銭信託。昭和19年には銀行の兼営部門の計数を含む。  
 5. 無尽会社の昭和11年～13年は無尽給付資金、14年～19年は未給付口掛金。  
 6. 市町村産業組合は昭和18年9月の「農業団体法」施行により農業会に改編された。  
 (出所) 日本銀行統計局編『明治以降本邦主要経済統計』同局、昭和41年、および前掲『本邦経済統計』により作成。

### 3. 金融の統制と金融構造の変化

有の国家目的を持って設立されていたから、戦時期の特殊な金融操作はこれらの特殊銀行を通じて実施されたものが多く、その結果として金融機構の中で大きな比重を占めるようになった。例えば横浜正金銀行の昭和19年3月末預金残高は前年同月比2.2倍、さらに1年後の20年3月末の前年同月比では3.4倍という驚くべき増加を示しているが、これは「東亜金融圏」内における各地相互の為替決済手段として、特別円制度の利用がしだいに増加し、それが横浜正金銀行を通じて行われていたことを反映するものであった<sup>(6)</sup>。また日本興業銀行は軍需産業に対する融資面での中心的活動により、その業容を大きく伸長させたが、同行はそうした産業界との結びつきを通じて、戦後の産業金融における活躍の基盤を作り上げたといえよう。

次に貯蓄銀行・無尽会社・市街地信用組合・産業組合（昭和18年9月以降農業会）等の貯蓄吸収機関的性格の強い金融機関の資金量の伸びが高かった。このうち産業組合の資金量増大は、米穀の国家管理に伴って、農家の売上代金の大半が同組合を経由するようになったことが大きく響いたものと考えられるし、またその<sup>(7)</sup>他の金融機関については、消費物資の欠乏による個人貯蓄の増大や零細企業の転廃業に伴う流入資金（補償金・資産売却代金等）の吸収によるものと思われる。

これに対して普通銀行は、相対的に資金量の伸びが低かった。このうち地方銀行の事情についてみると、戦時金融統制の結果として、地方銀行が産業金融面からの後退を余儀なくされたこと、米の売上代金の流入が減少したこと、一部の地方銀行が都市銀行に吸収されたこと、などが響いていた。

このような金融機関の資金調達面での動きの中で、金融債の発行状況についてみてみよう。戦時期の金融債発行については二つの特徴を指摘することができる。その第1は発行主体が著しく増加したことである。日中戦争勃発前の昭和11年に金融債を発行していたのは7機関であったが、戦争末期までに発行機関の数は倍増した。それは戦時中に特別法によって設立された<sup>(8)</sup>金庫が資金調達的手段として金融債を発行するようになったからである。その中で発行額がとくに目立ったのは戦時金融金庫（戦時金融債券）であった。特徴の第2は発行主体別の構成にかなりの変化がみられたことであった。戦前、金融債を発行していた機関には

## 第2章 戦時統制下の日本銀行

農業・不動産金融を主とするものが多かったが、戦時の資金調達の中で、そうした部門への資金配分が抑えられた反面、軍需産業への資金供給を確保する観点から、日本興業銀行の債券（興業債券）発行・消化に特別の優遇措置が講じられた。その結果昭和19年末における金融債発行残高の中で、興業債券は2位以下を大きく引き離す最大のシェア（49.9%）を占め、その残高は同11年末に比し23.4倍という激増ぶりであった（表3-20）。

表3-20 金融債発行残高の推移

（単位：百万円）

昭和・各年末	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
興業債券	243	640	872	866	1,424	2,309	3,278	4,081	5,696
勸業債券	711	936	893	837	826	802	827	911	1,191
北海道拓殖債	121	119	104	98	93	102	101	96	91
朝鮮殖産債券	326	344	389	440	577	645	765	867	926
農工債券	355	135	115	109	108	108	108	107	—
産業（農林）債券	82	74	72	69	61	56	55	59	47
商工債券	—	2	6	20	41	82	106	131	171
朝鮮金融債券	21	24	26	28	31	36	40	37	36
台湾産業債券	—	—	—	—	—	—	—	2	2
庶民債券	—	—	3	10	16	25	29	47	48
恩給債券	—	—	—	35	40	39	48	47	46
更生債券	—	—	—	—	—	—	180	408	526
戦時金融債券	—	—	—	—	—	—	190	740	2,488
南方開発金庫債	—	—	—	—	—	—	—	50	140
計	1,861	2,278	2,483	2,514	3,221	4,210	5,732	7,589	11,413

（注）昭和18年9月、産業債券を農林債券と改称。

（出所）前掲『日本公社債市場史』109ページ。

なお以上とやや視点が異なるが、戦時金融統制は、銀行と証券の関係についても少なからぬ影響を及ぼした。すでに述べたように、昭和15年12月以降、社債の引受シンジケート団の拡大が行われたが、そこに参加したのは大都市所在の銀行と信託会社を中心で、証券会社はこれに参加できなかった。また起債に当たって関係銀行による起債前貸金融を行うことが多くなったこと、戦前から証券会社が元引受けを行ってきた農工債・地方債・無担保社債の発行が減少したことなども、起債市場における証券会社の活動を縮小させた。その結果社債の引受けは銀

行・信託による共同引受け方式が圧倒的に多くなり、証券会社の引受け参加は日本興業銀行系列の日興証券株式会社に例外的にみられるにすぎなくなった。こうして起債市場においても、銀行の役割は極めて大きなものとなった。<sup>(9)</sup>

### 金融機関の資金運用

戦時期における金融機関の資金運用について、貸出と有価証券の構成をみると、特殊銀行など一部の金融機関を除いて貸出の比重は低下し、その分だけ有価証券の比重を高めた。有価証券の比重が高まったのは、いうまでもなく国債保有が増大したためであった。国債保有率の水準は業態によって相当な開きがあるが、その率が最も高かった貯蓄銀行の場合についてみると、昭和16年末で6割強、19年度末では7割弱という高率に達していた（表3-21）。ここに当時国債の利回りと預貯金金利の関係が重要な関心事とならざるをえなかった背景をみることができる。

表3-21 金融機関の資金運用状況（構成比）

（単位：％）

昭和	勘定科目	普通銀行	特殊銀行	貯蓄銀行	信託会社	産業組合 （農業会）	生命保険 会 社
11年末	貸 出	58.1	78.4	13.5	46.5	85.0	27.9
	有 価 証 券	41.9	21.6	86.5	53.5	15.0	72.1
	（うち 国 債）	(22.3)	( 9.7)	(57.6)	(16.9)	( 一)	(10.8)
16年末	貸 出	54.2	73.5	6.7	57.5	49.1	21.8
	有 価 証 券	45.8	26.5	93.3	42.5	50.9	78.2
	（うち 国 債）	(28.4)	(21.9)	(61.5)	(11.7)	( 一)	(25.3)
19年度末	貸 出	54.9	81.2	7.4	52.9	12.9	17.0
	有 価 証 券	45.1	18.8	92.6	47.1	87.1	83.0
	（うち 国 債）	(35.0)	(15.7)	(69.2)	(15.7)	(38.6)	(38.8)

(注)1. 貸出+有価証券=100とする構成比。

2. 一は計数不詳。

(出所) 日本銀行調査局『金融資料要録』。

また貸出の種類別構成についてみると、手形貸付の比重が戦時期を通じてほぼ一貫して上昇し、その反面証書貸付の比重が低下した。さらに割引手形は昭和18年以降、残高そのものが急に小さくなり、17年の水準を大幅に下回った（表3-22）。この割引手形の縮小は、物資の配給統制実施によって業者間の手形取引が

表 3-22 全国銀行貸出の種類別内訳

(単位：百万円)

昭和	手形貸付	証書貸付	当座貸越	割引手形	合計
12 年 末	4,930 (44.8)	2,938 (26.7)	963 ( 8.7)	2,181 (19.8)	11,012
13 年 末	5,769 (47.2)	2,975 (24.3)	1,005 ( 8.2)	2,474 (20.2)	12,223
14 年 末	7,568 (50.3)	3,026 (20.1)	1,306 ( 8.7)	3,138 (20.9)	15,038
15 年 末	10,051 (54.7)	3,090 (16.8)	1,592 ( 8.7)	3,638 (19.8)	18,371
16 年 末	11,332 (54.0)	3,296 (15.7)	1,828 ( 8.7)	4,529 (21.6)	20,985
17 年 末	13,933 (56.1)	3,506 (14.1)	2,213 ( 8.9)	5,205 (20.9)	24,857
18 年 末	23,407 (72.3)	4,065 (12.6)	2,605 ( 8.1)	2,277 ( 7.0)	32,354
19 年 末	35,169 (68.8)	9,928 (19.4)	3,058 ( 6.0)	2,998 ( 5.9)	51,154
20年8月末	59,351 (79.5)	8,140 (10.9)	4,003 ( 5.4)	3,123 ( 4.2)	74,616

(注) カッコ内は合計に対する構成比(%)。

(出所) 前掲「戦時中金統計要覧」巻末37～38ページ。

減少したことを示している。商業金融は手形割引に代わって手形貸付による一般的な運転資金供与という方法がとられるようになり、これが手形貸付を増加させる一因となったが、手形貸付残高急増の原因はこれだけではなかった。当時の軍需融資や特殊決済の見合融資に手形貸付の形式が用いられたことがその大きな原因であり、その結果、相対的に証書貸付の比重は低下した（なお昭和19年には証書貸付が急増したが、これは共同融資の方法を改めたことによるものである<sup>(10)</sup>）。

以上のような金融機関の資金運用は金利機能の働かない資金割当てであり、またその割当ては政策当局の規制や指示によるものであったから、市中金融機関は資金運用についての自主性を喪失することになった。当時の軍需産業は、政府によって販路と高収益を保証された産業であったから、銀行の収益上の観点からみても、当面は優良な融資先であったが、他面それは戦時という特殊な時期を前提として繁栄を保証された産業であり、しかもそれらの中には人造石油工業等のように事業の将来性についてかなり不安視されているものも含まれていた<sup>(11)</sup>ので、長い目でみれば銀行にとって軍需融資は必ずしも安全有利な融資とばかりはいえないものであった。そこに銀行のジレンマがあり、政府が国家権力の発動という形で、融資を強制しなければならない背景があった。銀行にとって他律的に決定された信用供与である以上、そこには責任も生じない。政府が命令融資について政府保証を付し、また軍需融資指定金融機関制度による融資に戦時金融金庫の保証

表 3-23 産 業 資 金 供 給 状 況

(単位：百万円)

昭和	外 部 調 達				内 部 資 金			合 計
	株 式	債 券	貸 出	小 計	減価償却	社 内 留 保		
						小 計		
9～11年計	2,998 (38.8)	19 ( 0.2)	712 ( 9.2)	3,729 (48.2)	2,968 (38.4)	1,033 (13.4)	4,001 (51.8)	7,730
12 年	1,986 (35.2)	△ 7 (△0.1)	1,754 (31.0)	3,733 (66.1)	1,291 (22.8)	626 (11.1)	1,917 (33.9)	5,650
13 年	2,286 (34.3)	357 ( 5.4)	1,955 (29.3)	4,598 (69.0)	1,500 (22.5)	570 ( 8.5)	2,070 (31.0)	6,668
14 年	2,330 (24.3)	750 ( 7.8)	3,850 (40.2)	6,930 (72.4)	2,005 (20.9)	640 ( 6.7)	2,645 (27.6)	9,575
15 年	2,940 (26.6)	609 ( 5.5)	4,104 (37.1)	7,653 (69.2)	2,189 (19.8)	1,221 (11.0)	3,410 (30.8)	11,063
16 年	3,523 (28.9)	1,225 (10.1)	3,293 (27.0)	8,041 (66.0)	2,364 (19.4)	1,781 (14.6)	4,145 (34.0)	12,186
17 年	3,930 (25.6)	1,362 ( 8.9)	5,226 (34.0)	10,518 (68.5)	2,661 (17.3)	2,176 (14.2)	4,837 (31.5)	15,355
18 年	3,956 (22.5)	1,368 ( 7.8)	6,860 (39.1)	12,184 (69.4)	2,861 (16.3)	2,519 (14.3)	5,380 (30.6)	17,564
19 年	2,303 ( 9.1)	2,098 ( 8.3)	14,824 (58.3)	19,225 (75.7)	3,197 (12.6)	2,986 (11.8)	6,183 (24.3)	25,408

(注)1. 貸出には大蔵省預金部からの融資を含む。ただし、一般・特別会計貸付および地方公共団体・政府関係機関貸付を除く。

2. 昭和19年の株式は会計年度による。

3. かつこ内は合計を100とする構成比(%)。

(出所) 前掲『本邦経済統計』昭和28年版。

を付することにしたのは、当然の論理的帰結であったといわなければならない。<sup>(12)</sup>  
こうして銀行信用は国家信用と密接に結びつくことになった。それは、いわばリスクなき金融あるいは自己責任なき金融の姿でもあったということができる。このことは保有債券についても、国債や政府保証債の比重が高まり、しかも債券に当然付与されている流動性が失われた結果、金融機関は価格変動のリスクから免れたという意味において貸出と同様なことがいえた。

ここで以上とやや視点を変えて、企業サイドから、戦時期における産業資金の供給状況をみてみよう。この点についてまず注目されるのは、内部資金によって賄われる割合が漸次縮小し、それだけ外部調達に依存する割合が増大したことである。内部資金の比重低下の原因は投資の急増にあるが、その結果減価償却の割合は縮小した。また外部調達の中では金融統制のもとで株式による調達の割合がしだいに縮小し、貸出に依存する割合が増大した。戦前期の昭和9年～11年には、産業資金の過半は内部資金で賄われ、これに株式による調達を含めると、実に9割以上が自己資本であったが、戦争末期の昭和19年になると、自己資本は3割強にすぎず、7割弱は他人資本という形になった(表3-23)。このように10年前後の間に企業の自己資本比率は大幅に低下したが、ここに戦後大きな問題となった資本市場の不振ないし企業のオーバー・ボローイング現象の端緒をみることができる。

### 貯蓄吸収機関の同質化

金融機関の資金運用について上述のようにしだいにリスクがなくなったことは、それだけでも金融機関の経営破綻を減少させる大きな要因となったが、さらに昭和16年12月の太平洋戦争開戦と同時に、預金の払戻しについて、制度的にこれを保証する措置が実施された。すなわち日米関係が日ごとに緊迫の度を加えつつあった昭和16年夏ごろから政府と本行は非常の際における金融対策を研究立案していたが、太平洋戦争開戦の12月8日、政府は「非常金融対策要綱」を発表した。この対策の目的について、賀屋大蔵大臣は次のように述べている。<sup>(13)</sup>

政府に於て此際為さんとする非常金融対策は、今次の戦争に当つて今後万一我国土の

一部が空襲を受くるが如き場合に於て、国民経済の混乱を防止し、産業の運行と資金の蓄積とに支障なからしめ、国民の戦時生活の秩序を維持して人心を安定せしむることを目的としたものであつて、……

この対策の内容は、①預金引出しに関する対策、②戦災手形に関する対策（政府は本行・朝鮮銀行・台湾銀行に対し戦災手形の割引に関する資金融通命令を発動）、③緊要産業に対する金融的保護（政府は日本興業銀行・日本勧業銀行に対し、産業資金貸出回収緩和に関する融資および債務保証命令を発動）、④預金の代払制度実施の4項目より成るものであったが、このうち預金引出しに関する対策として、政府は12月8日付で「銀行等資金運用令」第7条の規定により、本行・朝鮮銀行・台湾銀行の3行に対し、「預金等支払資金融通ニ関スル資金ノ融通及債務ノ保証命令」を発動した。これは金融機関に対する預金等の払出し請求が急増した場合、前記3行からの融通ないし債務保証によってその支払資金を確保させようとするもので、その限度は対象となる金融機関の預り金（その他これに準ずる金銭債務を含む）総額となっていた。<sup>(14)</sup>

さらにその後戦局が著しく厳しい状況に陥った昭和19年6月20日、政府はこの「非常金融対策」を拡充する形で、「戦時非常金融対策整備要領」を発表した。その中には次のような要項が含まれていた。<sup>(15)</sup>

イ、政府は空襲などの戦時災害に際し、預貯金、保険金の支払いの猶予、制限または停止を絶対行わないこととし、日本銀行がその支払いを保証し、また支払資金の供給を行う。

ロ、各金融機関は戦時災害に際し、必要に応じ定期預金、金銭信託等の期限前払戻しに応ずる。

ハ、戦災地区の金融機関に預入してある預貯金等については、預け先以外の金融機関店舗においても一定金額まで便宜代払いに応ずる。

ニ、戦災避難者、疎開者に対し、その移転先の金融機関店舗で簡易に預貯金の移換を行う。

以上のような非常金融対策はわが国土が空襲をうけたような場合を想定し、それによって混乱が生じるといった状況に対処しようとする、いわば戦時期におけ



る臨時措置という性格を持つものであった。ただ結果的にみると、この措置はすべての民間預金に政府保証を付したような効果を持つことになった。このことは昭和17年1月26日の衆議院における質疑に対する政府答弁の中で、次のように、政府自身が認めているところであった。<sup>(16)</sup>

御承知の如く昨年末の非常金融対策に於きましては、政府は其の信用に掛けて、如何なる金融機関の預金をも必ず払戻す、預金者に迷惑を掛けることは絶対に致さぬと云ふことを申したのであります、其の意味に於きまして、現在は非常措置ではありますけれども、実体的関係に於ては、一種政府が其の支払を保証して居ると同じやうな状態を現出して居るものと考へて居るのであります、

こうして、預金者は預入先金融機関が支払不能に陥ることを懸念する必要は事実上なくなった。既述のように戦前には、銀行取付けが少なからず発生していることから考えても、このことは戦時期におけるわが国金融面での大きな変化であったといえることができる。しかも預貯金金利が事実上統制されているという状況を併せ考えれば、いまや預金者にとっては、これらの点に関する限り、預入先金融機関を選択する経済的基準が消滅したに等しく、各金融機関はほとんど差異のない存在となった。

なお政府が主体となって実施した前記の非常金融対策のほか、本行が独自で実施した非常措置もあったので、ここでその主なものにつきごく簡単に触れておくことにする。

その第1は手形交換に関連する事項で、昭和17年7月14日、本行は東京手形交換所につき、空襲による被害等のため交換尻決済資金の振込みができない銀行が生じた場合、その銀行に対し本行は当座貸越の形式により一時融通の便を図り、交換尻決済を完了させることにした（9月15日、各支店でも同様の扱いを実施<sup>(17)</sup>）。さらに昭和20年3月以降、全国主要都市が空襲による被害を受け、金融機関の被災店舗も続出し、手形交換事務自体が円滑に行われがたい地域もみられるようになったので、本行は全国金融統制会と協議の上、本支店所在地の手形交換所を本行に接收することにした（東京は6月20日、その他は7月1日実施）。これに伴い各地手形交換所は解散し、以後本行が手形交換およびその資金決済を一元的に

担当することになった<sup>(18)</sup>（なお戦後11月から翌21年4月までにわたりこの手形交換業務は本行から逐次各地銀行協会に返還された）。

その第2は寄託銀行券の配置である。発行元銀行券（本行が将来市中に対する支払いに充てるため、あらかじめ保管している未発行の銀行券）を本行以外の銀行に寄託する「寄託券制度」の取扱いは、昭和16年8月、当時銀行券の現送量が非常に多かった横浜正金銀行（横浜市所在）に対し特例として認めたが、その後太平洋戦争下戦局が緊迫化するに伴い、危険分散の見地から、また交通途絶等に対処するための非常措置として、全国各地の銀行に寄託券保管店を設置することが必要と考えられ、昭和19年1月以降、普通寄託、単純寄託、特扱寄託など各種の寄託券制度を実施した。そして本制度の実施に伴い本行は、非常事態の発生により急に銀行券を必要とする場合には、本行員を派遣して寄託券を受領のうえ、取引先に対し所要の支払に充てるか、派遣が困難なときは保管店に指示して取引先に交付させることにした<sup>(19)</sup>。

なおこの寄託券制度は以上のように戦時期の特殊事情に対処するために作られたものであったが、基本的な制度の枠組み自体は戦後も廃止されることなく、中央銀行機能を円滑にワークさせるという観点から現在も実施されている。

### 中央銀行機能の変容と本行の行政機関化

戦時統制経済の進展は、本行の姿を大きく変えることになった。それは一口でいうならば、本行の行政機関化であったといえることができる。本行はすでに戦前期において、「資本逃避防止法」、「外国為替管理法」による事務を受け持っていたが、日中戦争勃発以後、資金統制の開始や為替管理の強化に伴って本行の分担する統制事務もしだいに増加し、さらに太平洋戦争に入って全国金融統制会が発足すると、本行はその事務を全面的に担当することによって、戦時統制機関の一翼を担うことになった。

このような本行の行政機関化は必然的に本行の内部組織にも変化をもたらした。まず本店では既述のように昭和12年9月27日、「臨時資金調整法」による事務を担当する資金調整局が設置されたが、さらに同年11月27日には外国為替局が管

業局から分離設置され外国為替管理事務を担当することになった。また終戦を数か月後に控えた昭和20年4月10日、考査局はその名称を「統制局」と改めた<sup>(20)</sup>。支店についても昭和16年以降、次のような増設が行われた。

(開業日)	(店名)
昭和16年10月10日	仙台支店
12月1日	福岡支店
17年1月6日	札幌支店
2月2日	高松支店
18年4月1日	鹿児島支店
6月1日	静岡支店
11月10日	高知支店
19年12月11日	前橋支店
20年7月23日	甲府支店

本行の支店増設は第1次世界大戦以後は非常に少なく、昭和16年10月の仙台支店開設まで、岡山支店（大正11年4月1日）、神戸支店（昭和2年6月1日）、松山支店（昭和7年11月1日）の3か店にすぎなかった。つまり仙台支店の開設は、昭和7年以来、久方ぶりの支店増設であった。しかし、以後上記のように支店開設が相次いだ。このような急テンポの支店増設は、本行の長い歴史の中でも異例なことに属する。この点について結城総裁は、昭和15年10月の部局長支店長会議における開会あいさつの中で、同年9月発足の全国金融協議会について説明したのに続いて、この機会に支店増設を考えなければならないと述べている<sup>(21)</sup>。すなわち、昭和16年以降の支店増設は、金融統制を円滑に進めるために必要であるという認識によるものであり、これに伴い戦前には経済・金融上の必要度から支店の所在地が選ばれたのに対し、行政上の必要度から選定されるようになった（小樽支店のすぐ近くに札幌支店を新設したのはその好例）。もっとも昭和18年後半以降の支店増設は、金融統制の観点よりも戦局の悪化に伴う前述の戦時非常対策の実施と銀行券の分散配置の必要等によるものであったから、昭和16年～18年前半の支店増設とは事情を異にしている。いずれにせよ、日中戦争勃発前は17

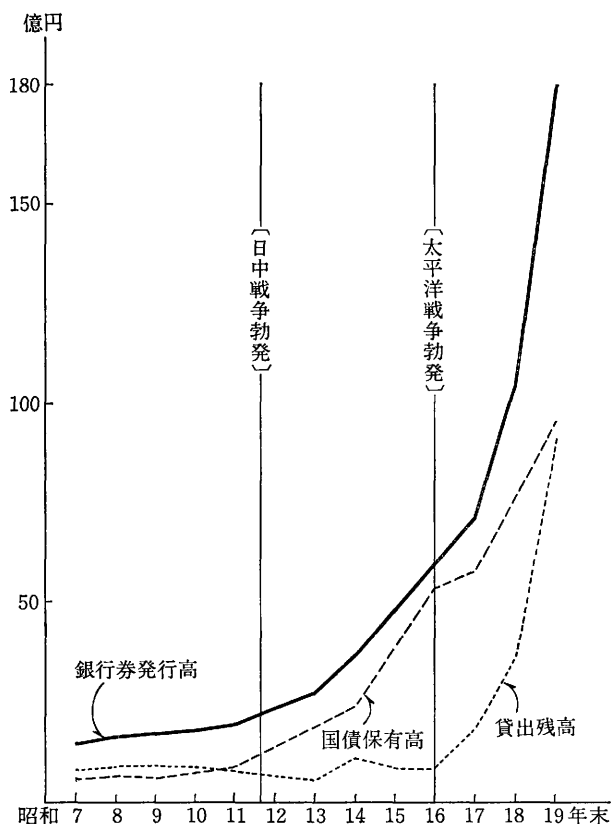
か店であった本行支店は、戦時期に急増して26か店になった。なおこの間昭和13年3月1日に中国の北京および上海に、また15年7月22日には「満洲国」の「新京」(現在の中国東北部にある長春)に駐在参事が置かれることになった。<sup>(23)</sup>

もちろん戦時期といえども本行がインフレーションの顕現化を防止しようとして金融の調節に苦心を重ねたことは、すでに述べたところである。しかしそうした金融調節の考え方は、オーソドックスな中央銀行の考え方とはかなり異なったものであったことも否定できない。それは軍需生産と国債消化を円滑に進めるために、必要かつ十分な資金を供給することを第一義とするものであり、時に過剰資金の吸収策がとられたとしても、それはあくまで、この第一義的目的を満たしていることが大前提であった。そこでは金利機能の活用による資金需給の調節ということは、もはや考慮のらち外におかれていた。

このような戦時期における金融調節の特異性は、本行貸出の供与態度に典型的に表われている。すなわちオーソドックスな中央銀行観においては、中央銀行は市中銀行にとって「最後の貸し手」(lender of last resort)であることを求められるが、戦時期に入ると、本行内部から、市中銀行が積極的に本行貸出を利用することを求める声が出たことに象徴されるように、本行貸出は「最後の貸し手」としての機能を失い、戦時経済を支えるために必要な資金を供給する、一つのパイプにすぎなくなった。もっともこのような本行貸出の変質が、直ちに本行貸出の急増につながったわけではない。戦時期を通じ国債の本行引受発行の結果として財政資金の対民間散布超過額が多額に上っていたから、インフレーションの進展度合いが相対的に軽微であった日中戦争期においては、まだ本行貸出はそれほど増えなかった。しかし本行貸出がその性格を変え、基本的には金融調節機能をすでに失っていたことこそ重要な点であり、それは状況によっては本行貸出がより直接的に通貨膨張の原因になる可能性を持つに至ったことを意味するものであった。そしてこのことは太平洋戦争期に入って事実をもって証明される結果になった(図3-4)。

戦時期の本行にとって、見逃しえないもう一つの変化は、国債保有高の累増であった。国債を本行引受けによって発行し、その後これを民間に売却するという

図3-4 日本銀行主要勘定の推移



(出所) 前掲『本邦経済統計』昭和28年版。

操作は、昭和7年以来実行されてきた方式であって、戦時期にとってとくに事新しいものではなかった。しかし戦時期に入ると一方で国債発行高は急増し、他方生産力拡充の必要から企業の資金需要も大幅に増大したから、国債消化をめぐる環境は著しく厳しいものとなり、それだけに本行引受国債の対市中売却には多大の苦心を要した。統計上は一応かなり高率の対市中売却を実現することができたものの、戦時期に発行された国債はあまりにも膨大であったから、戦時期に入って本行保有の国債は急増することになった。この面からみれば、本行の国債引受け、その結果としての財政資金の対民間散布超過が、国債の対市中売却操作の推進にもかかわらず、通貨膨張の有力な一因になったといえよう。したがって、戦時期における通貨膨張を阻止するためには、本行はさらに強力に国債の対市中売

### 3. 金融の統制と金融構造の変化

却を行わなければならなかったことを意味していた。しかしそれを強行することは金融の逼迫、国債の値下がり招くことであり、何よりも政策当局自身が市中金融機関に膨大な資金供給を強制している以上、それは全く矛盾した行為であった。

このようにして本行は、貸出の面においても国債売却の面においても、金融調節能力を失った。それはあたかも、多くの矛盾を抱えた戦時期という悪路を、ブレーキのきかない車で走るのにも似たものがあった。

- (1) 日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和30年報、同局、昭和31年、63ページ、69ページによる。なおこの場合都市銀行とは、昭和17年末以前においては三井・三菱・第一・安田・住友・三和の6行、同19年末においては帝国・三菱・安田・住友・三和の5行をいい、地方銀行とは上記大銀行を除く普通銀行をいう。
- (2) 土屋喬雄監修『地方銀行小史』全国地方銀行協会、昭和36年、255～259ページ。
- (3) 昭和18年3月11日「農業団体法」(法律第46号)公布により「産業組合中央金庫法」を「農林中央金庫法」に改題、これに伴い金庫名称を改めた。
- (4) 昭和18年3月11日公布の「日本証券取引所法」(法律第44号)に基づき全国11か所の株式取引所を統合し同年6月30日に設立(7月1日営業開始)されたもので、従来の株式取引所と同様に有価証券売買市場を開設するほか、大蔵大臣の命令があるときは、株式その他の有価証券の価格安定のため、みずからそれらの売買取引を行うことができることとされた。
- (5) 戦後、連合国最高司令部はわが国に対し軍事色払しょくをねらいとし、昭和20年9月30日、「外地銀行、外国銀行および特別戦時機関の閉鎖に関する覚え書」(Memorandum: Closing of Colonial and Foreign Banks and Special Wartime Institutions)および「大蔵省に対する口頭指令」(Oral Instructions Given to Ministry of Finance)を發し、この「閉鎖に関する覚え書」に基づく閉鎖機関清算案の提示を命じた。この「覚え書」により閉鎖を指令されたものは、朝鮮銀行・台湾銀行など外地銀行の内地支店・事務所、満洲中央銀行・中国銀行など日本の勢力下にあったとみられる外国銀行の在日事務所、戦時金融金庫・資金統合銀行・全国金融統制会など戦時中に設けられた機関、南満洲鉄道・東洋拓殖・北支那開發会社などの海外開發・拓殖機関のすべてである。この指令を受けてわが国政府は、同年10月26日、大蔵・外務・内務・司法の共同省令第1号「外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ノ閉鎖ニ関スル件」を公布・施行して閉鎖機関を指定、特殊清算を行うことにした(日本銀行調査局「戦後わが国金融制度の再編成」(日本銀行金融研究局編『日本金融史資料』昭和統編第10巻、大蔵省印刷局、昭和56年、所収)7～8ページ)。
- (6) 「特別円制度」の具体的内容は、時期により、あるいは地域により異なっているが、概

## 第2章 戦時統制下の日本銀行

括的にいえば、「特別円」とは円系通貨地域およびドイツ・イタリアにおいて、相互に為替決済に用いられ、したがってこれら地域の通貨にも転換できる総合的な決済通貨としての機能を果たした円を指し、一部には金または外貨への交換可能性をもつものもあった。

「特別円」の名称は、昭和16年、イギリス・アメリカの本邦資産凍結にそなえて、満洲中央・蒙疆・中国聯合準備・華興商業・中央儲備の各銀行がロンドンまたはニューヨークに保有する外貨預金を横浜正金銀行の名義に振り替え、その代わり横浜正金銀行東京支店にこれに相当する円貨預金を設定し、これを「特別円預金」または「自由円預金」と称したことに始まる。「特別円」はその後、円系通貨地域の決済為替としての「特別円為替」の意味に用いられるようになり、また円系通貨地域間の価格差調整機能をもつものも生じた。その後フランス領インドシナ関係の特別円や、タイ国特別円、ドイツ・イタリアの特別円もつくられた。これら各種特別円勘定はタイ国特別円が本行におかれたほかは、大部分は横浜正金銀行におかれた。特別円制度の解説については、日本銀行「特別円制度の現状と将来」（前掲『日本金融史資料』昭和編第29巻所収）210～235ページおよび横浜正金銀行頭取席為替課「『特別円』ノ問題」（上掲『日本金融史資料』昭和編第31巻所収）761～769ページを参照。

(7) 前掲『地方銀行小史』256～257ページ。

(8) 戦時中に特別法によって設立された金庫としては次のものがある（月は開業ベース）。

昭和13年7月	恩給金庫
8月	庶民金庫
16年7月	国民更生金庫（財団法人を改組）
17年4月	戦時金融金庫
”	南方開発金庫
20年3月	外資金庫

(9) 前掲『日本公社債市場史』111～112ページ。

(10) 前掲『満州事変以後の財政金融史』244ページ。なおここで「共同融資の方法を改めた」というのは、それまで企業が融資銀行ごとに手形を書いていたのを改めて、手形を幹事銀行あて一本にまとめ、幹事銀行と他の共同融資構成銀行との間では「証書貸付」として整理したことを指す。

(11) 渡辺佐平・北原道貫編『銀行』（『現代日本産業発達史』第26巻）現代日本産業発達史研究会、昭和41年、411～412ページ。

(12) 銀行の信用供与と政府の関係についての一般的な考え方は、昭和16年8月、小倉蔵相が全国金融協議会役員会の席上、産業金融中心主義を勧奨するとともに「必要の場合には金融機関の時局的融資に対して、政府が何時たりともその損失補償に応じ、あるいは債務の保証引受等にあたる」と述べていることに表われている（三井銀行八十年史編纂委員会『三井銀行八十年史』同行、昭和32年、273ページ）。

### 3. 金融の統制と金融構造の変化

- (13) 昭和16年12月8日の「開戦ニ伴フ非常金融対策ニ付テ蔵相談」（前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻所収）443ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (14) 大蔵省「非常金融対策要綱」（同上所収）441ページ。
- (15) 大蔵省「戦時非常金融対策整備要領」（同上所収）452ページ。
- (16) 昭和17年1月26日「衆議院日本銀行法案外二件委員会議録」（上掲『日本金融史資料』昭和編第18巻、昭和42年、所収）679ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (17) 日本銀行保有資料。
- (18) 同上。
- (19) 日本銀行保有資料。
- (20) 同時に本行は戦局の緊迫化に伴い、適時敏速な活動を行うとともに、応召による人員不足に対処するため、本店部局の統廃合を実施し、それまでの11局3部1室を次のとおり8局3部1室に縮小した。  
秘書室・総務部・人事部・調査部・発券局・営業局・国庫局・国債局・外事局・資金調整局・統制局・文書局
- (21) 前掲『昭和十五年十月部局長支店長会議関係書類』。
- (22) 日本銀行保有資料。
- (23) 日本銀行保有資料。